

公募により委員を募集する審議会等一覧（1/1）

	審議会等名称	所管部	所管課	委員定数	根拠条例等
1	名誉市民審査会	総務部	秘書広報課	15人以内	丸亀市名誉市民条例
2	特別職報酬等審議会	総務部	庶務課	10人以内	丸亀市附属機関設置条例
3	総合計画審議会	企画財政部	企画課	20人以内	丸亀市附属機関設置条例
4	行政改革推進委員会	企画財政部	企画課	16人以内	丸亀市附属機関設置条例
5	自治推進委員会	企画財政部	企画課	15人以内	丸亀市附属機関設置条例
6	男女共同参画審議会	企画財政部	企画課	18人以内	丸亀市附属機関設置条例
7	地域保健医療福祉推進委員会	健康福祉部	福祉課	20人以内	丸亀市附属機関設置条例
8	安全安心まちづくり推進協議会	生活環境部	生活課	20人以内	丸亀市安全安心まちづくり条例
9	国民健康保険運営協議会	生活環境部	保険年金課	17人	国民健康保険法 国民健康保険法施行令 丸亀市国民健康保険条例
10	環境審議会	生活環境部	環境課	15人以内	環境基本法 丸亀市附属機関設置条例
11	廃棄物減量等推進審議会	生活環境部	クリーン課	15人以内	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 丸亀市廃棄物の資源化及び適正処理等に関する条例
12	総合農政推進協議会	産業部	農林水産課	26人以内	丸亀市附属機関設置条例
13	都市計画審議会	都市整備部	都市計画課	15人以内	都市計画法 丸亀市附属機関設置条例
14	都市景観審議会	都市整備部	都市計画課	15人以内	丸亀市都市景観条例
15	緑のまちづくり審議会	都市整備部	河川公園課	10人以内	丸亀市緑のまちづくり条例
16	就学前教育・保育検討委員会	教育部 健康福祉部	学校教育課 児童課	15人以内	丸亀市附属機関設置条例
17	学校給食業務等民間活力検討委員会	教育部	学校給食センター	15人以内	丸亀市附属機関設置条例
18	少年育成センター運営協議会	教育部	少年育成センター	15人以内	丸亀市少年育成センター条例
19	文化振興審議会	文化部	文化課	15人以内	丸亀市文化振興条例
20	丸亀市立学校適正配置等検討委員会	教育部	総務課	15人以内	丸亀市附属機関設置条例

公募により委員を募集していない審議会等一覧（1/2）

	審議会等名称	所管部	所管課	委員定数	公募により委員を募集しない理由	審議会等の設置の根拠法令等
1	公務災害補償等認定委員会	総務部	職員課	5人	議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害であるかどうかを認定する委員であり、専門的知識、行政経験等の学識経験を要し、公募になじまないため。	丸亀市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
2	公務災害補償等審査会	総務部	職員課	3人	議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害認定にあたり、不服申し立てを審査する委員であり、専門的知識、行政経験等の学識経験を要し、公募になじまないため。	丸亀市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
3	防災会議	総務部	庶務課	35人以内	災害対策基本法により、組織の構成が規定されているため。	災害対策基本法 丸亀市防災会議条例
4	国民保護協議会	総務部	庶務課	35人以内	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、組織の構成が規定されているため。	武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律 丸亀市国民保護協議会条例
5	情報公開・個人情報保護審査会	総務部	庶務課	5人以内	委員に対して特に専門的な知識・経験が要求され、また、訴訟等を念頭においた知識・判断が必要であるため。	丸亀市附属機関設置条例
6	民生委員推薦会	健康福祉部	福祉課	14人以内	民生委員法により、組織の構成が規定されているため。	民生委員法 民生委員法施行令 丸亀市民生委員推薦会規則
7	予防接種等健康被害調査委員会	健康福祉部	健康課	8人以内	委員に対して、特に専門的な知識が要求されるため。また、個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うため。	丸亀市附属機関設置条例
8	交通安全対策会議	生活環境部	生活課	13人	交通安全対策基本法により、組織の構成が規定されているため。	交通安全対策基本法 丸亀市交通安全対策会議条例
9	住居表示審議会	生活環境部	市民課	15人以内	地域が限定される問題であることから公募になじまないため。	丸亀市附属機関設置条例
10	人権政策推進審議会	生活環境部	人権課	20人以内	様々な人権課題の各分野から専門的な知識や経験等を有する委員を選出するため。	丸亀市附属機関設置条例
11	換地評価委員会	産業部	土地改良課	10人以内	担任する事務が土地改良事業における土地評価、一時利用地の指定等であり、公募になじまないため。	丸亀市附属機関設置条例
12	建築審議会	都市整備部	都市計画課	7人以内	委員に対して、特に専門的な知識が要求されるため。	丸亀市附属機関設置条例
13	水防協議会	都市整備部	建設課	25人以内	水防法により、組織の構成が規定されているため。	水防法 丸亀市水防協議会条例

公募により委員を募集していない審議会等一覧（2/2）

	審議会等名称	所管部	所管課	委員定数	公募により委員を募集しない理由	審議会等の設置の根拠法令等
14	非常勤消防団員等公務災害補償等審査会	消防本部	総務課	6人	委員に対して消防行政に関する専門的な知識が要求されるため。	丸亀市消防団員等公務災害補償条例
15	消防賞じゅつ金等審査委員会	消防本部	総務課	5人	委員に対して消防行政に関する専門的な知識が要求されるため。	丸亀市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例
16	市立学校心身障害児童生徒就学指導委員会	教育部	学校教育課	25人以内	委員に対して専門的な知識が要求されるとともに、個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うため。	丸亀市附属機関設置条例
17	入学金貸付審査委員会	教育部	学校教育課	5人以内	個人所得など、個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うため。	丸亀市入学金貸付条例
18	市立小中学校学区制調査委員会	教育部	学校教育課	10人以内	地域が限定される問題であることから公募になじまないため。また、市立小中学校のPTA代表などを通じ市民意見を反映させているため。	丸亀市附属機関設置条例
19	学校給食センター運営委員会	教育部	学校給食センター	12人以内	条例中に「学校給食の提供を受けている児童・生徒の保護者、学校長の代表」を規定し、市民意見を反映させているため。	丸亀市学校給食センター条例
20	史跡丸亀城跡調査整備委員会	文化部	文化課	10人以内	委員に対して特に専門的知識が要求されるため。	丸亀市附属機関設置条例
21	史跡快天山古墳保存整備委員会	文化部	文化課	10人以内	委員に対して特に専門的知識が要求されるため。	丸亀市附属機関設置条例
22	伝統的建造物群保存地区保存審議会	文化部	文化課	10人以内	専門的知識を有する者、関係地域を代表する者、関係行政機関職員から委嘱するため。	丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例
23	文化財保護審議会	文化部	文化課	5人以内	委員に対して文化財に関する専門的知識が要求されるため。	文化財保護法 丸亀市文化財保護条例
24	市立資料館学芸委員会	文化部	文化課	5人以内	委員に対して学芸に関する専門的知識が要求されるため。	丸亀市立資料館条例
25	社会教育委員会	文化部	生涯学習課	10人以内	社会教育法により、組織の構成が規定されているため。	社会教育法
26	スポーツ振興審議会	文化部	生涯学習課	10人以内	スポーツ振興法により、組織の構成が規定されているため。	スポーツ振興法 丸亀市附属機関設置条例
27	図書館協議会	文化部	図書館	8人以内	図書館法により、組織の構成が規定されているため。	図書館法 丸亀市立図書館条例